

法 律

不正競争防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年四月二十三日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第三十三号

不正競争防止法の一部を改正する法律
不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十四号とし、第十
一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第
九号の次に次の二号を加える。

十 営業上用いられている技術的制限手段（他
人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視
聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若
しくはプログラムの記録をさせないために用
いているものを除く。）により制限されている
影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの
実行又は影像、音若しくはプログラムの記録
を当該技術的制限手段の効果を妨げること
により可能とする機能のみを有する装置（当該
装置を組み込んだ機器を含む。若しくは当該
機能のみを有するプログラム（当該プログラ
ムが他のプログラムと組み合わせられたものを
含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した
機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡
しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、
又は当該機能のみを有するプログラムを電気
通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは
音の視聴若しくはプログラムの実行又は影
像、音若しくはプログラムの記録をさせない
ために営業上用いている技術的制限手段によ
り制限されている影像若しくは音の視聴若し
くはプログラムの実行又は影像、音若しくは
プログラムの記録を当該技術的制限手段の効
果を妨げることにより可能とする機能のみを
有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含
む。）若しくは当該機能のみを有するプログラ

ム（当該プログラムが他のプログラムと組み
合わされたものを含む。）を記録した記録媒体
若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の
者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡し
のために展示し、輸出し、若しくは輸入し、
又は当該機能のみを有するプログラムを電気
通信回線を通じて提供する行為

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「技術的制限手段」とは、
電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の
人の知覚によつて認識することができない方法
をいう。）により影像若しくは音の視聴若しくは
プログラムの実行又は影像、音若しくはプロ
グラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機
器（影像若しくは音の視聴若しくはプログラ
ムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記
録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が
特定の反応をする信号を影像、音若しくはプロ
グラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送
信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要
とするよう影像、音若しくはプログラムを変換
して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式
によるものをいう。

6 この法律において「プログラム」とは、電子
計算機に対する指令であつて、一の結果を得る
ことができるように組み合わせられたものをい
う。

第五条第二項中「又は第十二号」を「又は第十
四号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十
二号」を「第二条第一項第十四号」に改める。
第二条第一項第一号中「第十号及び第十二
号」を「第十二号及び第十四号」に、同項第十
号及び第十二号を「同項第十二号及び第十四号」
に改め、同項第二号中「第十二号」を「第十四号」
に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる

不正競争 技術的制限手段の試験又は研究の
ために用いられる第二条第一項第十号及び第
十一号に規定する装置若しくはこれらの号に
規定するプログラムを記録した記録媒体若し
くは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡
若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若
しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通
信回線を通じて提供する行為

第十三条第一号中「第十号」を「第十二号」に
改める。

附 則

この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

通商産業大臣 与謝野 馨
内閣総理大臣 小 淵 恵三

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部
を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年四月二十三日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第三十四号

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の
一部を改正する法律
（訪問販売等に関する法律の一部改正）

第一条 訪問販売等に関する法律（昭和五十一年
法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 連鎖販売取引（第十一
条）を「第三章 連鎖販売取引（第十一
条）を「第三章の二 特定継続的役務提
供（第十七条）」に改める。

供（第十七条）を「第三章の二 特定継続的役務提
供（第十七条）」に改める。
第一条中「並びに連鎖販売取引」を「連鎖
販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取
引」に改める。

第二条第一項から第三項までの規定中「及び
第十八条の二」を「並びに第十八条の二及び第
十八条の三」に改める。

第十条第四項中「この条」の下に「及び第十
七条の十一」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 特定継続的役務提供

（定義）

第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第
十八条の三及び第二十一条において「特定継
続的役務提供」とは次に掲げるものをいう。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそ
れぞれの特定継続的役務ごとに政令で定め
る期間を超える期間にわたり提供すること
を約し、相手方がこれに応じて政令で定め
る金額を超える金銭を支払うことを約する
契約（以下この章において「特定継続的役
務提供契約」という。）を締結して行う特定
継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前
号の政令で定める期間を超える期間にわた
り提供するものに限る。）を受ける権利を前
号の政令で定める金額を超える金銭を受け
取つて販売する契約（以下この章において
「特定権利販売契約」という。）を締結して
行う特定継続的役務の提供を受ける権利の
販売

2 この章及び第二十一条において「特定継続
的役務」とは、国民の日常生活に係る取引に
おいて有償で継続的に提供される役務であつ
て、次の各号のいずれにも該当するものとし
て、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体的美化又は
知識若しくは技能の向上その他のその者の
心身又は身上に関する目的を実現させるこ
とをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実
現するかどうかが確実でないもの
（特定継続的役務提供における書面の交付）
第十七条の三 役務提供事業者又は販売業者
は、特定継続的役務の提供を受けようとする
者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を
購入しようとする者と特定継続的役務提供契
約又は特定権利販売契約（以下この章におい
て「特定継続的役務提供等契約」という。）を
締結しようとするときは、当該特定継続的役
務提供等契約を締結するまでに、通商産業省
令で定めるところにより、当該特定継続的役
務提供等契約の概要について記載した書面を
その者に交付しなければならない。

2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契
約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省
令で定めるところにより、次の事項について
当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかに
する書面を当該特定継続的役務の提供を受け
ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて通商産業省令で定め
る事項及び当該役務の提供に際し当該役務
の提供を受ける者が購入に際し必要のある商
品がある場合にはその商品名
二 役務の対価その他の役務の提供を受ける
者が支払わなければならない金銭の額
三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
四 役務の提供期間